

7. 公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対象施設等				
国 得 税 ・ 法 人 税	特別償却	公害防止 設備	一般公害防止用設備	建 物	騒音防止用設備	
				構 築 物	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備	
			機械及 び装置	汚水処理用設備 ばい煙処理用設備 窒素酸化物抑制設備 特定粉じん処理用設備 産業廃棄物処理用設備		
				特定フロン等排出抑制・回収設備		
				脱特定物質対応型設備		
		工業用水道等へ の転換設備	構 築 物 機械及び装置			
		特別償却 又は 税額控除	エネルギー需給構造改革推進設備	エネルギー有効利用設備（等）		
				石油代替エネルギー利用設備等		
				石油資源供給安定化設備（等）		
				電気供給・利用安定化設備（法人） 電気利用安定化電源設備（個人事業者）		
中小企業者用エネルギー有効利用等設備						

(平成5年4月1日現在)

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の</p> $\frac{18}{100}$ <p>(産業廃棄物の適正な処理に著しく資する機械その他の減価償却資産については</p> $\frac{20}{100}$ <p>とし、脱特定物質対応型設備については、$\frac{21}{100}$)の特別償却を認める</p> <p>(更新設備は除かれる。なお、特定フロン等排出抑制・回収設備については、取得価格が800万円以上、脱特定物質対応型設備については、取得価格が200万円以上のものに限る)。</p>	<p>租税特別措置法 (以下「租税法」という) 第11条第1項及び第43条第1項の表の1号</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、普通償却のほか初年度に取得価額の</p> $\frac{15}{100}$ <p>の特別償却を認める。</p>	<p>租税法第11条第1項及び第43条第1項の表の2号</p>
<p>青色申告書を提出する個人・法人について、次の特別償却又は税額控除のいずれかを認める(一定の機械その他の減価償却資産については、中小企業者等が一定の事業の用に供した1台又は1基の取得価額が160万円以上のものに限る)。</p> <p>1. 特 別 償 却</p> <p>普通償却のほか初年度に基準取得価額の</p> $\frac{30}{100}$ <p>の特別償却</p> <p>2. 税 額 控 除</p> <p>初年度の所得税又は法人税の額から基準取得価額の</p> $\frac{7}{100}$ <p>に相当する金額(事業所得に係る所得税又は法人税の額の</p> $\frac{20}{100}$ <p>に相当する金額を限度)の控除</p>	<p>租税法第10条の2及び第42条の5</p>

区分		項目	対象施設等	
国	所得	特殊の減価償却資産の耐用年数	汚水処理用、ばい煙処理用減価償却資産	取得時期区分
				種類
税	法人	特定の(事業用)資産の買換えの場合等の(譲渡所得)課税の特例	建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造
				鉄筋コンクリート造
税	税	特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例		石造
				れんが造
				コンクリート造
				金属造
				土造
				木造
				合成樹脂造
				機械及び装置(ばい煙処理用にあつては、金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。)
				公害規制区域等におけるばい煙発生施設等、騒音発生施設、特定施設、指定地域特定施設、湖沼特定施設等の移転又は廃棄に伴い譲渡される土地等、建物又は建築物(「譲渡資産」という。)を譲渡した場合であつて、それぞれに定める区域等以外の一定の区域において土地等、建物、構築物若しくは機械及び装置(「買換資産」という。)を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供したとき又は供する見込みであるときの買換資産。

優 遇 措 置 の 内 容						根拠法令
昭44.3.31 以前に取得したもの			昭44.4.1 以後に取得したもの			減価償却資産の耐用年数等に関する省令第2条第2項第1号及び第2号 同省令別表第5及び別表第6同令附則別表1及び別表2
槽、塔、水路、貯水池	その他（汚水処理用のみ）	高さ70m以上の煙突（ばい煙処理用のみ）	槽、塔、水路、貯水池	その他（汚水処理用のみ）	高さ70m以上の煙突（ばい煙処理用のみ）	
20年	30年		30年	30年		
20	30	20年	30	30	30年	
20	30		30	30		
15	20		20	20		
10	15		15	15		
10	15	7	15	15	10	
10（汚水処理用のみ）	15		15（汚水処理用のみ）	15		
7（"）	9		10（"）	10		
7（"）	9		10（"）	10		
7			7			
<p>法人にあっては、圧縮限度額の範囲内においてその帳簿価額を損金経理により減額し、又は圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法若しくは、圧縮限度額以下の金額を確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法で経理したときは、その減額し、又は経理した金額を損金の額に算入する。</p> <p>個人にあっては、譲渡資産の譲渡価額が買換資産の取得価額より多いときは、譲渡資産の譲渡価額と買換資産の取得価額の80%に相当する金額の差額について課税され、また、譲渡資産の譲渡価額と買換資産の取得価額が同額か、買換資産の取得価額の方が多ときは、譲渡資産の譲渡価額の20%に相当する金額について課税される。</p>						租特法第37条及び第37条の4及び第65条の7及び第65条の9
<p>法人が譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日から1年以内に買換資産を取得する見込みであり、かつ、取得の日から1年以内に事業の用に供する見込みである場合に、譲渡資産の譲渡対価の額のうち買換資産の取得に充てようとする金額に差益割合</p> $\left(\frac{\text{譲渡資産の対価の額} - (\text{譲渡資産の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡資産の対価の額}} \right)$ <p>を乗じて計算した金額の $\frac{80}{100}$ に相当する金額を特別勘定として経理したときは、その金額を損金の額に算入する。</p>						租特法第65条の8

区 分	項 目	対 象 施 設 等
地 方 税	固 定 資 産	石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤で一定のもの
		(1)鉱山保安法第4条第2号の粉じん(石綿に限る。)、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設 (2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条3項に規定する指定地域特定施設(瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの (3)下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で一定のもの (4)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑止し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの (5)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第7項に規定する特定粉じん発生施設から発生する特定粉じんの処理施設で一定のもの (6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場並びに同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの
		工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のもの
		公共の危害防止のために設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第2条第4項に規定する産業廃棄物である廃油又は廃プラスチック類の処理施設で一定のもの
		(1)大気汚染防止法第2条第1項に規定するばい煙の処理用施設又は同条第5項に規定する一般粉じんの処理施設で一定のもの (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処理施設で一定のもの (3)湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定のもの
	課 税 標 準 の 特 例	(1) 公共の危害防止のために設置された地方税法附則第14条各号に掲げる施設等のうち、既存の当該施設等に代えて設置するものとして一定のもの(昭和62年4月1日以後において設置されたものに限り、同法第349条の3第3項又は第19項の規定の適用を受けるものを除く) (2) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
非課税	地方税法第 348 条第 2 項
<p>公共の危害防止のため設置されたもの（ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものにあっては昭和62年4月1日以後において設置されたものを除くものとし、(4)は昭和52年6月18日以後に新設されたもの、(6)のうち一般廃棄物の最終処分場は昭和55年1月2日以後に取得されたものに限る。）は、平成4年度分及び平成5年度分限り非課税</p>	地方税法附則 第14条
平成4年度分及び平成5年度分限りその課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減する。	地方税法附則 第15条第5項
平成5年度分限りその課税標準を $\frac{1}{6}$ に軽減する。	地方税法附則 第15条第6項
平成4年度分及び平成5年度分限りその課税標準を $\frac{1}{3}$ に軽減する。	地方税法附則 第15条第7項
平成4年度分及び平成5年度分限り、その課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則 第15条第8項

区 分	項 目	対 象 施 設 等	
地 方 税	固 定 資 産 課税標準 の特例	(1)地方税法附則第15条第7項に規定する汚水を処理するための償却資産で一定のものうち既存の償却資産に代えて設置するもので公共の危害防止に資する効果が著しく高いものとして一定のもの（昭和62年4月1日以後において設置されたものに限る、同法第349条の3第4項の規定の適用を受けるものを除く。）	
		(2)公共の危害防止のために設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の焼却施設で一定のもの（平成4年7月4日以後において設置されたものに限る、地方税法第349条の3第4項の規定の適用を受けるものを除く。）	
		資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で一定のもの	
	不 動 産	非 課 税	環境事業団が業務用に取得する不動産で一定のもの取得
			空港周辺整備機構が業務用に取得する不動産で一定のもの取得
	取 得 税	課税標準 の特例	事業協同組合等が環境事業団から産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋を取得した場合の当該家屋の取得
			空港周辺整備機構が平成6年3月31日までに業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得
		納税義務 の免除	事業協同組合等が環境事業団から取得した産業公害を防止するための工場・事業場の共同化に必要な家屋又は工場集団化のために必要な土地等を5年以内にその組合員に譲り渡した場合の事業協同組合等の当該不動産の取得

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
平成5年度分に限りその課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第9項
平成3年4月1日（当該機械その他の設備のうち一定のものについては平成4年4月1日）から平成5年3月31日までに新たに取得されたものについて、当初課税年度から3年度分に限りその課税標準を $\frac{2}{3}$ に軽減する。	地方税法附則第15条第23項
非課税	地方税法第73条の4第1項第19号
非課税	地方税法第73条の4第1項第19号の3
<p>その課税標準たる価格から次の額を控除する。</p> <p>価格 × $\frac{\text{譲渡しの対価の額} - \text{施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額}}{\text{譲渡しの対価の額}}$</p> <p>（平成4年4月1日から平成6年3月31日までの取得については、昭和54年改正前の地方税法第73条の14第5項の規定を適用すれば控除すべきとされる額と上の計算により控除すべきとされる額の差額の $\frac{1}{5}$（平成4年3月31日までの取得については $\frac{2}{5}$）に相当する額を上の計算により控除すべきとされる額に加算した額を価額から控除する。）</p>	地方税法第73条の14第7項 地方税法附則第11条第17項
当該土地の価格の $\frac{2}{3}$ に相当する額を価格から控除する。	地方税法附則第11条第8項
納税義務を免除する。	地方税法第73条の27の5第1項 大阪府税条例（以下「条例」という。） 第42条の15の5第1項

区 分	項 目	対 象 施 設 等
地 方 税	自 動 車 税 の 特 例	電気自動車
		天然ガス自動車
		メタノール自動車
		ハイブリッド自動車
		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOx法）の特定地域外における買換え特例に係る最新（昭和63年、平成元年、2年、4年、5年、又は6年）排出ガス規制適合自動車
	自 動 車 取 得 税	電気自動車の取得
		天然ガス自動車の取得
		メタノール自動車の取得
		NOx法の特定地域外における買換え特例に係る最新（昭和63年、平成元年、2年、4年、5年、又は6年）排出ガス規制適合自動車
		平成6年排出ガス規制適合車の取得

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
平成5年度分及び平成6年度分の税率に限り、昭和59年改正前の税率とする。	地方税法附則第12条の3第1項条例附則第9条第1項
平成5年度分及び平成6年度分の税率に限り、昭和59年改正前の税率とする	地方税法附則第12条の3第1項条例附則第9条第2項
平成5年度分の税率に限り、昭和59年改正前の税率とする。	地方税法附則第12条の3第1項条例附則第9条第3項
平成5年度分の税率に限り、昭和59年改正前の税率とする。	条例附則第9条第5項
昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック・バスを廃車して、新たに買い換えた昭和63年以降排出ガス規制に適合するトラック・バスに係る税率の特例措置（現行税率の2分の1）について、NOx法に規定する特定地域では、適用しないものとする。	地方税法附則第12条の3第3項第5項及び第7項条例附則第9条第4項
平成7年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項条例附則第11条第2項
平成7年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項条例附則第11条第2項
平成6年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項条例附則第11条第2項
昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック・バスを廃車して、新たに買い換えた昭和63年以降排出ガス規制に適合するトラック・バスに係る税率の特例措置（1%軽減）について、NOx法に規定する特定地域では、適用しないものとする。	地方税法附則第32条第4項条例附則第11条第3項
平成6年9月30日までに取得した場合の税率は、現行の税率から1%を控除した率とし、平成6年10月1日から平成7年2月28日までに取得した場合の税率は、現行の税率から0.1%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第7項条例附則第11条第5項

区分	項目	対象施設等
地	自動車 税率 取得 の特例 税	NOx法の特定地域内における買い換え特例に係る特定自動車排出基準適合車の取得
		ハイブリッド自動車の取得
	軽自動車 税率 の特例 税	電気を動力とする軽自動車等で一定のもの
方	特 別 土 地 保 有 税	<p>次にかかげる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地</p> <p>(1) 鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱滓、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項又は第12条の10第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設、同条第6項に規定する一般粉じん発生施設及び同条7項に規定する特定粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(5) 工業用水道事業法等に規定する工業用水道等を事業の用に供するため新設した機械等で一定のもの</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(7) 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p> <p>(8) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの</p> <p>(9) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定のもの</p> <p>(10) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項等の届出をした者が配置する環境施設で一定のもの</p>

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
<p>NOx法の特定地域において、昭和54年自動車排出ガス規制に適合する一定条件のトラック・バス・特種自動車を廃車し、新たに買い換えた特定自動車排出規準に適合し、かつ、最新（昭和63年、平成元年、2年、4年又は6年）排出ガス規制に適合するトラック・バス・特種自動車の取得に係る税率について、現行税率から買い換え時期に応じて次に掲げる率を控除した率とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年4月15日～平成7年3月31日までの取得 2.3% ・平成7年4月1日～平成9年3月31日までの取得 1.9% ・平成9年4月1日～平成11年3月31日までの取得 1.5% ・平成11年4月1日～平成13年3月31日までの取得 1.2% 	<p>地方税法附則第32条第6項 条例附則第11条第4項</p>
<p>平成6年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2%を控除した率とする。</p>	<p>条例附則第11条第6項</p>
<p>平成5年度分及び平成6年度分について、昭和59年改正前の税率に据え置く。</p>	<p>地方税法附則第30条の2</p>
<p>非課税</p>	<p>地方税法第586条第2項</p>

区分	項目	対象施設等
地	特別土地保有税 非課税	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが同法第15条の6第1号から第4号までに規定する業務の用に供する土地で一定のもの (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する土地で一定のもの (3)産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定事業者で一定の者が同法第2条第3項に規定する特定周辺整備地区において同法第9条第1項に規定する認定計画に従って整備する同法第2条第2項に規定する特定施設で一定のものの用に供する土地 (4)環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法附則第18条に規定するばい煙処理施設等の用に供する土地
		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第4項の規定による許可を受けて又は同条第1項ただし書若しくは同条第4項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で一定のもの</p> <p>(1)鉱山保安法第4条第2号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。以下(5)まで、(8)から(10)まで及び(12)において同じ。） (2)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は、同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの (3)下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (4)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第6項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第7項に規定する特定粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の油化処理施設を含む。）で一定のもの (6)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第4項又は第14条の4第1項若しくは第4項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (7)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が行う浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (8)悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p>
方	事業所 非課税	

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
非課税	地方税法第 586 条第 2 項
非課税	地方税法 附則第31条の 2 第 3 項
非課税	地方税法 第701 条の34 第 3 項第 8 号 第 3 項第 8 号
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法 第701 条の34 第 4 項第 1 号

区分	項目	対象施設等
地方 事業所	非課税	(9)騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの (10)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設（(11)に掲げるものを除く。） (11)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (12)港湾法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設
		環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第18条第1項第1号に規定する建物で新築の日から5年以内に取得したことにより、新築したとみなされる施設
		中小企業指導法第2条に規定する中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第18条第1項第1号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの（産業公害の防止に資する一定のものに限る。）
		工業用水道又は水道を事業の用に供する一定の個人又は法人が、工業用水法に規定する井戸で平成4年1月1日以後に同法第3条第1項に規定する指定地域となった地域内に存する一定のものに代えて工業用水道事業法第2条第3項に規定する工業用水道又は水道法第3条第1項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で一定のもの
		産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定事業者が同法に規定する認定計画に従って整備する特定施設で産業廃棄物認定事業者の事業の用に供するものうち一定のもの
	課税標準の特例	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第4項又は第14条の4第1項若しくは第4項の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (2)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業（当該事業を行う者が行う浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分の事業を含む。）の用に供する施設のうち一定の施設 (3)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
資産割及び新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第4項第1号
新增設に係る事業所税の非課税	地方税法第701条の34第8項第4号
法人の事業である場合には平成6年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成6年分までに限り、資産割を非課税とする。	地方税法附則第32条の3第1項
法人の事業である場合には平成7年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成7年分までに限り、資産割を非課税とする。	地方税法附則第32条の3第2項
(1) 法人の事業である場合には平成6年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成6年分までに限り、資産割を非課税とする。	地方税法附則第32条の3第3項
(2) 新增設が平成6年3月31日までに行われたときに限り、新增設に係る事業所税を非課税とする。	地方税法附則第32条の3第15項
従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第701条の41第1項第4号

区 分		項 目	対 象 施 設 等
地 方 所 税	事 業 所	課税標準 の特例	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第8条の2に規定する第1種区域内において同法第9条の3第2項に規定する空港周辺整備計画に従って整備される土地に設置される施設で一定のもの
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する施設で一定のもの

- (注) 1 この表は、公害防止に関する税制上の措置内容の概要をまとめたものである。
 2 所得税、法人税についての措置は、住民税、事業税についても適用される。

優 遇 措 置 の 内 容	根拠法令
新增設に係る事業所税の課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法 第701条の41 第1項第20号
(1) 法人の事業である場合には平成7年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成7年までに限り、資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する。	地方税法附則 第32条の3の 2第8項
(2) 新增築が平成7年3月31日までに行われたときに限り、新增設に係る事業所税の課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する。	地方税法附則 第32条の3の 2第20項